

新型コロナウイルス感染症に対する区の対応について

1 主旨

区は、新型コロナウイルス感染症への対応について、国・都の動き、区内における感染症発生状況など刻々と変化する状況を踏まえ、この間、感染拡大防止の取組みや、区民生活等への支援を行ってきた。

今般、この間の区の主な取組みをあらためて整理し報告するとともに、今後、新たに取り組む対策や、大幅な減収が見込まれる区財政への影響を踏まえた対応等の検討状況について報告する。

2 この間の主な取組み

(1) 感染拡大防止の取組み

①区立小中学校の休業

3月2日から14日まで実施した区立小中学校の休業について、休業期間中の感染拡大の状況や、児童・生徒の生活や学習への影響等を検証・分析のうえ、3月16日から25日（春季休業期間の前日）までの期間について、引き続き休業することとした。

これに伴い、区立幼稚園、認定こども園、区立保育園は、通常通りの保育を継続実施するとともに、学童クラブ、BOPについても、自宅で過ごすことが難しい子どもの居場所としての運営を継続することとした。

②区立小・中学校卒業式・区立幼稚園修了式の対応

参加者の感染リスクを低くする観点から、最小限の参加人数、実施時間の短縮、会場の衛生環境への配慮等の対策を講じたうえで、開催することとした。

③一部施設の利用休止

次の施設について、3月31日（学校開放事業については4月5日）まで利用を休止することとした。また、次の施設以外の区立施設については、引き続き、利用を継続することとした。

【利用を休止する施設・事業】

- ・学校開放事業（※）
- ・烏山区民センター地下体育室個人利用（卓球）
- ・一部の区立高齢者施設（ふじみ荘、がやがや館、ひだまり友遊会館、ふれあいの家、敬老会館等）
- ・一部の区立スポーツ施設（総合運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール等の個人利用及び屋内施設の団体利用）

※次の3（1）①「学校休業期間中の区立中学校の校庭の活用」を除く。

④区主催のイベントの延期・中止

3月31日までに開催する区主催のイベントについて、次年度への延期ができないイベントについては、中止とすることを基本とした。

また、4月中に開催する区主催のイベントのうち、事前準備の関係等で3月中に延期または中止の判断を行う必要があるものは、当初予定していた日程以外での開催が困難なものを除き、延期とすることを基本とした。

(2) 区民生活や地域経済に対する支援

①社会保険労務士による臨時労働電話相談の実施

新型コロナウイルス感染症により経済活動や労働環境に影響が出ていることから、3月11日より社会保険労務士による臨時労働電話相談を開設し、事業主や労働者からの相談に応じている（運営は（公財）世田谷区産業振興公社に委託）。

②学校休業期間中の緊急なお弁当の配達

小中学校の臨時休業期間中に、給食がないことに伴い、家庭の経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることが困難な状況にある小・中学生に対して、3月16日より緊急的に昼食として弁当を家庭に配達する事業を実施している。

③4月入園に内定した保護者への対応（保育園）

令和2年4月の入園内定者について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会社から休業を命ぜられる等、保護者の責めに帰することのできない事情により職場復帰できない場合は、入園内定に影響させない。

3 今後新たに取り組む対策

(1) 取組みを決定したもの

①学校休業期間中の区立中学校の校庭の活用

区立小中学校の休業により、子どもたちが運動する場を提供する必要性が高まっていることから、3月24日から区立中学校の校庭を活用し、子どもの居場所、運動の機会を確保する。

(2) 検討中の取組み（検討状況）

①区立小中学校の授業等の実施

3月19日に行われた政府の専門家会議の見解や、「全国一律という形での学校休業は求めない」とする政府の見解、区内における新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、春季休業期間終了後の授業や入学式等の取扱いについて検討している。

②学校休業期間中の緊急なお弁当の配達の利用者に対する継続的な支援

既存の子ども配食事業を広く周知し、緊急なお弁当の配達事業終了後の春休み以降について、引き続き家庭の経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることが困難な状況にある場合は、子ども家庭支援センターにおいて、同事業の活用を図り、必要な支援を実施する。

③（仮称）世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける区内中小事業者の支援のため、区独自の融資制度の実施に向けて、融資利率や信用保証料等の実施内容について、検討している。

④区主催のイベント

4月に開催予定の区主催のイベントについては（既に中止としたイベントを除く）、

延期、中止のほか、規模縮小を含め、引き続き慎重に判断する。規模を縮小して実施する場合は、3月19日の政府専門家会議で示している、「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの条件が重なる場所や場면을徹底的に回避する対策を行う。

⑤社会福祉施設及び医療機関に対するマスクの配付

ア) 東京都の備蓄等マスクの配付

東京都の緊急対応策により、社会福祉施設及び医療機関に対してマスクが配付されることが示されている。

高齢者施設用として35,000枚のマスクが3月下旬に区に納品される予定であり、訪問系の介護事業所を対象に配付を予定している。

障害者施設、子育て関連施設、医療機関への配付も予定されており、東京都から詳細が示され次第対応する。

イ) 区の備蓄マスクの配付

区は、3月2日より、各総合支所くみん窓口、出張所、保育園（区立・私立）、認可外保育施設、幼稚園（区立・私立）、児童館、新BOP等にこれまで約19万枚配付した。さらに、区内の医療機関でマスクの不足が生じていることを踏まえ、区の備蓄から約83,000枚を区内の医療機関へ順次配付する。

(3) 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付（東京都社会福祉協議会事業）

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施している。今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を拡大し、休業や失業等により生活資金が必要となった方を対象に、緊急小口資金等の特例貸付を実施する。

4 区財政への影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、特別区税、特別区交付金の大幅な減収が見込まれるため、以下の対応について、早急に検討を行う。

(1) 事務事業の中止・延期

新実施計画事業を含めた事務事業の見直しの方針を早急に取りまとめ、令和2年度の事務事業について、中止・延期を判断する。

(2) 施設整備の延期

今後、改築・改修を予定している公共施設のうち、利用者の安全性や区民生活への影響等を考慮して、改築・改修の延期の可否を判断する。